

国立大学法人東京外国語大学と府中市の  
協働・連携に関する相互友好協定書

国立大学法人東京外国語大学（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）は、相互に協働・連携し、発展するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協働・連携し、人材の育成と施策の充実を図ることにより、学術研究の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協働・連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について、協働・連携する。

- (1) 国際化・都市間交流に関すること。
- (2) 生涯学習・教育に関すること。
- (3) 防災に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 情報発信に関すること。
- (6) 施設の相互利用に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するため甲と乙が必要と認めること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに、甲乙のいずれからも別段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書は2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通ずつを保有する。

平成18年9月13日

甲 東京都府中市朝日町3丁目11番地の1  
国立大学法人東京外国語大学長

池端雪浦 印

乙 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市長

野口忠直 印